

東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会設置要綱

平成 26 年 8 月 29 日

26 福保医人第 1284 号

(設置)

- 第 1 「東京都医療勤務環境改善支援センター設置要綱」(平成 26 年 8 月 28 日付 26 福保医人第 1267 号)により設置した東京都医療勤務環境改善支援センター(以下「センター」という。)が、設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われることを目的として、「東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会」(以下「運営協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第 2 運営協議会は、次の事項について協議する。
- (1) センターの運営方針及び業務内容に関する事項
 - (2) その他センターの業務に関する事項

(構成)

- 第 3 運営協議会は、次に掲げる委員をもって構成し、福祉保健局長(以下「局長」という。)が委嘱又は任命する。
- (1) 医療関係団体・相談支援を行う関係団体の代表、関係行政機関の職員
 - (2) 東京都職員

(委員の任期)

- 第 4 委員の任期は委嘱又は任命の日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 5 運営協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は局長が指名し、副会長は会長が指名するものをもって充てる。
 - 3 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第 6 運営協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第7 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、会長、副会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開する場合において、会長は必要な条件を付することができる。

(庶務)

第8 運営協議会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。